

IMO 塗装性能基準に関する統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

IMO 塗装性能基準に関する統一解釈に関する事項

改正理由

IACS において、海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準における 2 次表面処理や代替塗装システムに関する解釈を規定する統一解釈 SC223(Rev.2)が 2011 年 7 月に採択された。同統一解釈については、既に本会規則に取入れられている。

その後、本 IACS 統一解釈は 2013 年 6 月開催の第 92 回 IMO 海上安全委員会 (MSC92) において審議され、その内容の一部が修正された上で IMO 統一解釈 MSC.1/Circ.1465 として回章されている。この結果を受け、IACS は、同サーキュラーと整合させるために、統一解釈 SC223 を修正するとともに、同様の内容を規定する貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準の統一解釈 SC259 も同サーキュラーと整合させるべく修正を行い、2013 年 10 月にそれぞれ統一解釈 SC223(Rev.3)及び SC259 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC223(Rev.3)及び SC259 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 2 次表面処理の手法に関する解釈を一部削った。
- (2) 塗装検査員補助員に関する規定を改めた。
- (3) 代替塗装システムに関する解釈を削った。